

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 背景

平成30年度の財政運営の都道府県単位化等を内容とする制度改正から6年が経過し、令和5年度末、三重県において、県内の国保運営に関する指針である「第2期三重県国民健康保険運営方針」が策定され、「同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険税水準となる「保険税水準の統一」という取組を進めています。第2期運営方針期間（令和6年度～令和11年度）は、保険税水準の統一に向けた取組を一段と加速させるための期間と位置付けられ、県内における保険税率の統一を見据え、令和11年度末までに標準保険税率への統一を行うこととされており、本市においても、県の第2期運営方針に従い、早期に標準保険税率との整合を図る必要があります。

また、被保険者数の減少による保険税等の歳入の減に加え、激変緩和措置の終了（令和5年度）に伴う国民健康保険事業費納付金の歳出の増が見込まれるなど、令和7年度以降は国保財政の大幅な赤字が想定されることから、保険税率の改正を行う必要があります。

2. 令和7年度国民健康保険税の税率設定について

令和7年度国民健康保険事業について、現行税率では歳入が不足することから、税率改正について亀山市国民健康保険運営協議会での協議を踏まえ、基金の一部を活用した上で、標準税率に則した必要最低限の上げ幅である次の税率とすることとしました。ただし、この税率案においても単年度収支は赤字となるため、今後更なる収納率の向上に取り組むとともに、令和6年3月に策定しました「亀山市第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、5つの健康課題を解決するための保健事業に取り組み、被保険者が安心して医療を受けられるよう持続可能な事業運営に努めます。

なお、子ども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が成立したことや、今後、標準保険税率の上昇も見込まれることから、令和8年度以降についても税率改正を行う必要が生じるものと考えられます。

(1) 現行税率と税率（案）の比較

区分	所得割率	現行との比較	均等割額	現行との比較	平等割額	現行との比較	内容
現行税率	医療分	6.50%	29,400円		21,600円		約1億9,700万円の財源不足
	後期高齢者支援金分	2.20%	10,800円		7,200円		
	介護納付金分	1.70%	10,200円		4,800円		
	合計	10.40%	50,400円		33,600円		
標準税率 R7年度	医療分	7.56%	32,642円	3,242円	21,436円	▲164円	※納付金を納付するために必要とされる保険税率
	後期高齢者支援金分	2.84%	12,097円	1,297円	7,944円	744円	
	介護納付金分	2.48%	13,023円	2,823円	6,420円	1,620円	
	合計	12.88%	57,762円	7,362円	35,800円	2,200円	
市税率案 R7年度	医療分	7.60%	33,000円	3,600円	21,600円	0円	標準税率寄り 基金取崩あり (6,900万円程度を想定)
	後期高齢者支援金分	2.90%	12,000円	1,200円	8,400円	1,200円	
	介護納付金分	2.50%	13,200円	3,000円	6,600円	1,800円	
	合計	13.00%	58,200円	7,800円	36,600円	3,000円	

(2) 応能（所得割）・応益（均等割・平等割）の賦課割合

県が算出する標準保険税率の賦課割合は、標準賦課割合となっています。

【標準賦課割合】 応能 50 : 応益 50（均等割 35 : 平等割 15）

なお、本市の賦課割合は、令和元年度の改正時に現行税額からの増減幅を緩和する観点から、一定程度応益分へ配分しています。

今回、標準保険税率に合わせていくことから、賦課割合を応能 50 : 応益 50 になるよう配分します。

国民健康保険税本算定時応能・応益割合の推移

区分	賦課方式	税率・税額	算定総額	比率	応能・応益の割合
令和元年度	応能	所得割 10.40%	515,398,140 円	46.12%	46.12%
	応益	均等割 50,400 円	419,965,025 円	37.58%	
		平等割 33,600 円	182,181,600 円	16.20%	53.88%
令和2年度	応能	所得割 10.40%	496,986,458 円	46.25%	46.25%
	応益	均等割 50,400 円	402,692,960 円	37.47%	
		平等割 33,600 円	174,895,440 円	16.28%	53.75%
令和3年度	応能	所得割 10.40%	481,276,130 円	45.79%	45.79%
	応益	均等割 50,400 円	396,347,625 円	37.71%	
		平等割 33,600 円	173,433,600 円	16.50%	54.21%
令和4年度	応能	所得割 10.40%	470,790,315 円	45.77%	45.77%
	応益	均等割 50,400 円	386,998,490 円	37.62%	
		平等割 33,600 円	170,913,960 円	16.61%	54.23%
令和5年度	応能	所得割 10.40%	456,960,824 円	46.43%	46.43%
	応益	均等割 50,400 円	364,693,105 円	37.06%	
		平等割 33,600 円	162,472,560 円	16.51%	53.57%
令和6年度	応能	所得割 10.40%	449,948,708 円	46.71%	46.71%
	応益	均等割 50,400 円	354,502,565 円	36.80%	
		平等割 33,600 円	158,860,560 円	16.49%	53.29%
令和7年度 (案)	応能	所得割 13.00%	497,764,159 円	49.50%	49.50%
	応益	均等割 58,200 円	362,759,738 円	36.07%	
		平等割 36,600 円	145,139,917 円	14.43%	50.50%

(3) 保険税賦課限度額

令和7年度から、支援分の賦課限度額を2万円引き上げます。

	医療分	後期支援金分	介護分	合計
令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
令和7年度	65万円	24万円	17万円	106万円

※1人世帯の給与所得者の場合、給与収入約1,157万円（給与所得約962万円）以上の世帯が目安となります。

モデルケース税額比較

ケース1 世帯所得43万円以下

(給与収入98万円、年金収入103万円(65歳未満)、年金収入153万円(65歳以上)まで)

①65歳以上74歳以下1人世帯(7割軽減)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	15,300円	16,223円	923円	6.03%	16,300円	1,000円	6.54%
支援金分	5,400円	6,012円	612円	11.33%	6,100円	700円	12.96%
合計	20,700円	22,235円	1,535円	7.42%	22,400円	1,700円	8.21%

②40歳代1人世帯(7割軽減)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	15,300円	16,223円	923円	6.03%	16,300円	1,000円	6.54%
支援金分	5,400円	6,012円	612円	11.33%	6,100円	700円	12.96%
介護分	4,500円	5,833円	1,333円	29.62%	5,900円	1,400円	31.11%
合計	25,200円	28,068円	2,868円	11.38%	28,300円	3,100円	12.30%

ケース2 世帯所得100万円

(給与収入155万円、年金収入170万円(65歳未満)、年金収入210万円(65歳以上)まで)

①現役40歳代夫婦(世帯主のみ所得)と6歳以上の子ども2人の4人世帯(5割軽減)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	106,600円	119,094円	12,494円	11.72%	120,100円	13,500円	12.66%
支援金分	37,700円	44,354円	6,654円	17.65%	44,700円	7,000円	18.57%
介護分	22,200円	30,369円	8,169円	36.80%	30,700円	8,500円	38.29%
合計	166,500円	193,817円	27,317円	16.41%	195,500円	29,000円	17.42%

②65歳以上74歳以下で年金収入のみ2人世帯(世帯主のみ所得)(5割軽減)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	77,200円	86,452円	9,252円	11.98%	87,100円	9,900円	12.82%
支援金分	26,900円	32,257円	5,357円	19.91%	32,700円	5,800円	21.56%
合計	104,100円	118,709円	14,609円	14.03%	119,800円	15,700円	15.08%

③65歳以上74歳以下で年金収入のみ1人世帯(2割軽減)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	77,800円	86,354円	8,554円	10.99%	87,000円	9,200円	11.83%
支援金分	26,900円	32,221円	5,321円	19.78%	32,800円	5,900円	21.93%
合計	104,700円	118,575円	13,875円	13.25%	119,800円	15,100円	14.42%

ケース3 世帯所得200万円

(給与収入297万2千円、年金収入303万3千円(65歳未満)、年金収入310万円(65歳以上)まで)

①現役40歳代夫婦(世帯主のみ所得)と6歳以上の子ども2人の4人世帯(2割軽減)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
			金額	割合		金額	割合
医療分	213,400円	240,295円	26,895円	12.60%	242,200円	28,800円	13.50%
支援金分	74,800円	89,654円	14,854円	19.86%	90,600円	15,800円	21.12%
介護分	46,800円	64,909円	18,109円	38.69%	65,600円	18,800円	40.17%
合計	335,000円	394,858円	59,858円	17.87%	398,400円	63,400円	18.93%

②65歳以上74歳以下で年金収入のみ2人世帯(世帯主のみ所得)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
			金額	割合		金額	割合
医療分	182,400円	205,412円	23,012円	12.62%	206,900円	24,500円	13.43%
支援金分	63,300円	76,726円	13,426円	21.21%	77,900円	14,600円	23.06%
合計	245,700円	282,138円	36,438円	14.83%	284,800円	39,100円	15.91%

③65歳以上74歳以下で年金収入のみ1人世帯

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
			金額	割合		金額	割合
医療分	153,000円	172,770円	19,770円	12.92%	173,900円	20,900円	13.66%
支援金分	52,500円	64,629円	12,129円	23.10%	65,900円	13,400円	25.52%
合計	205,500円	237,399円	31,899円	15.52%	239,800円	34,300円	16.69%

ケース4 世帯所得300万円

(給与収入430万円、年金収入433万5千円(65歳未満)、年金収入433万5千円(65歳以上)まで)

①現役40歳代夫婦(世帯主のみ所得)と6歳以上の子ども2人の4人世帯

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
			金額	割合		金額	割合
医療分	306,200円	346,296円	40,096円	13.09%	348,900円	42,700円	13.95%
支援金分	106,900円	129,320円	22,420円	20.97%	130,900円	24,000円	22.45%
介護分	68,800円	96,202円	27,402円	39.83%	97,200円	28,400円	41.28%
合計	481,900円	571,818円	89,918円	18.66%	577,000円	95,100円	19.73%

②65歳以上74歳以下で年金収入のみ2人世帯(世帯主のみ所得)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
			金額	割合		金額	割合
医療分	247,400円	281,012円	33,612円	13.59%	282,900円	35,500円	14.35%
支援金分	85,300円	105,126円	19,826円	23.24%	106,900円	21,600円	25.32%
合計	332,700円	386,138円	53,438円	16.06%	389,800円	57,100円	17.16%

③65歳以上74歳以下で年金収入のみ1人世帯

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
			金額	割合		金額	割合
医療分	218,000円	248,370円	30,370円	13.93%	249,900円	31,900円	14.63%
支援金分	74,500円	93,029円	18,529円	24.87%	94,900円	20,400円	27.38%
合計	292,500円	341,399円	48,899円	16.72%	344,800円	52,300円	17.88%

ケース5 世帯所得400万円

(給与収入555万2千円、年金収入551万1千円(65歳未満)、年金収入551万1千円(65歳以上)まで)

①現役40歳代夫婦(世帯主のみ所得)と6歳以上の子ども2人の4人世帯

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	371,200円	421,896円	50,696円	13.66%	424,900円	53,700円	14.47%
支援金分	128,900円	157,720円	28,820円	22.36%	159,900円	31,000円	24.05%
介護分	85,800円	121,002円	35,202円	41.03%	122,200円	36,400円	42.42%
合計	585,900円	700,618円	114,718円	19.58%	707,000円	121,100円	20.67%

②65歳以上74歳以下で年金収入のみ2人世帯(世帯主のみ所得)

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	312,400円	356,612円	44,212円	14.15%	358,900円	46,500円	14.88%
支援金分	107,300円	133,526円	26,226円	24.44%	135,900円	28,600円	26.65%
合計	419,700円	490,138円	70,438円	16.78%	494,800円	75,100円	17.89%

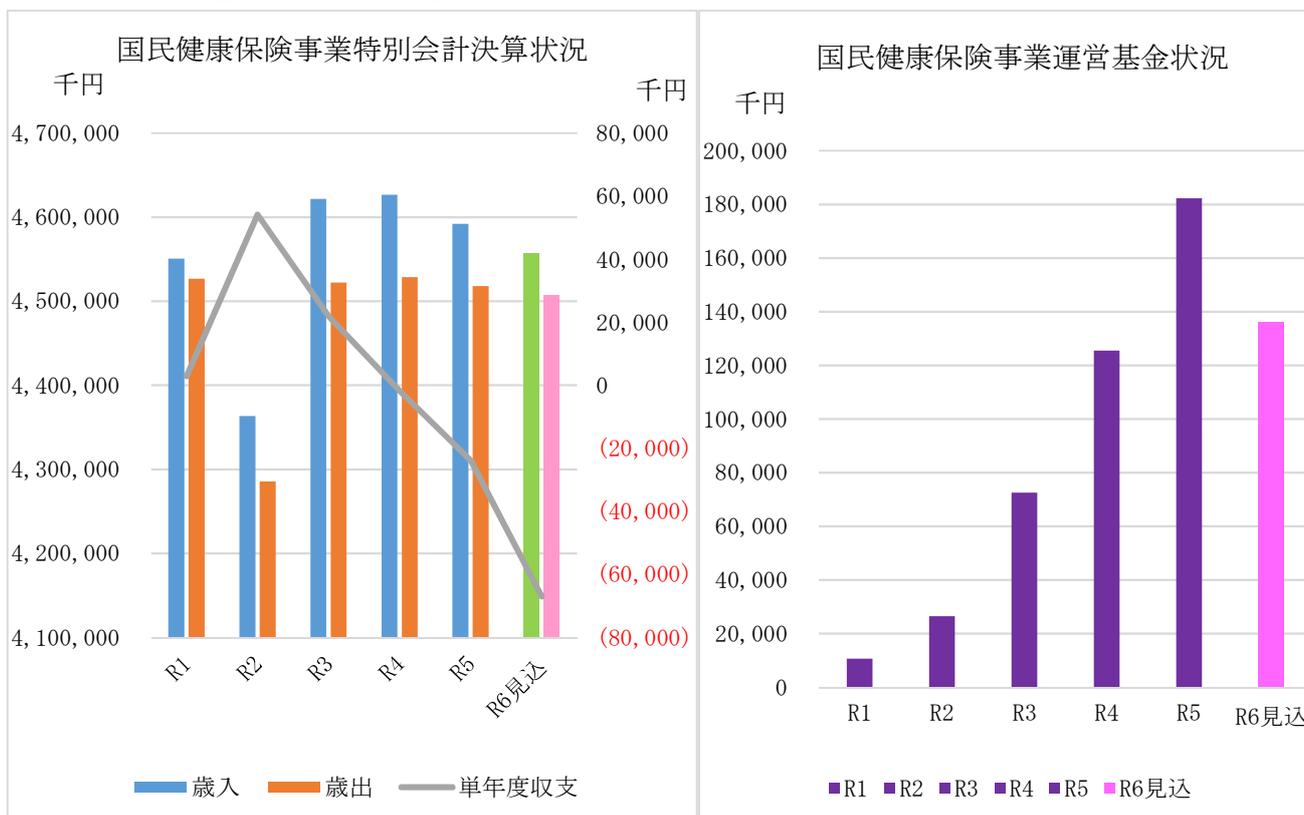
③65歳以上74歳以下で年金収入のみ1人世帯

区分	現行	標準税率	現行との比較		市税率案	現行との比較	
医療分	283,000円	323,970円	40,970円	14.48%	325,900円	42,900円	15.16%
支援金分	96,500円	121,429円	24,929円	25.83%	123,900円	27,400円	28.39%
合計	379,500円	445,399円	65,899円	17.36%	449,800円	70,300円	18.52%

3. 国民健康保険事業の状況について

(1) 国民健康保険事業特別会計決算状況

令和元年度の税率改正及びコロナ禍による受診控えにより、令和元年度から令和3年度までは単年度収支が黒字となりましたが、令和4年度以降は赤字となり、令和6年度決算時には6,700万円を基金から取り崩す見込となっています。



(2) 被保険者数等状況

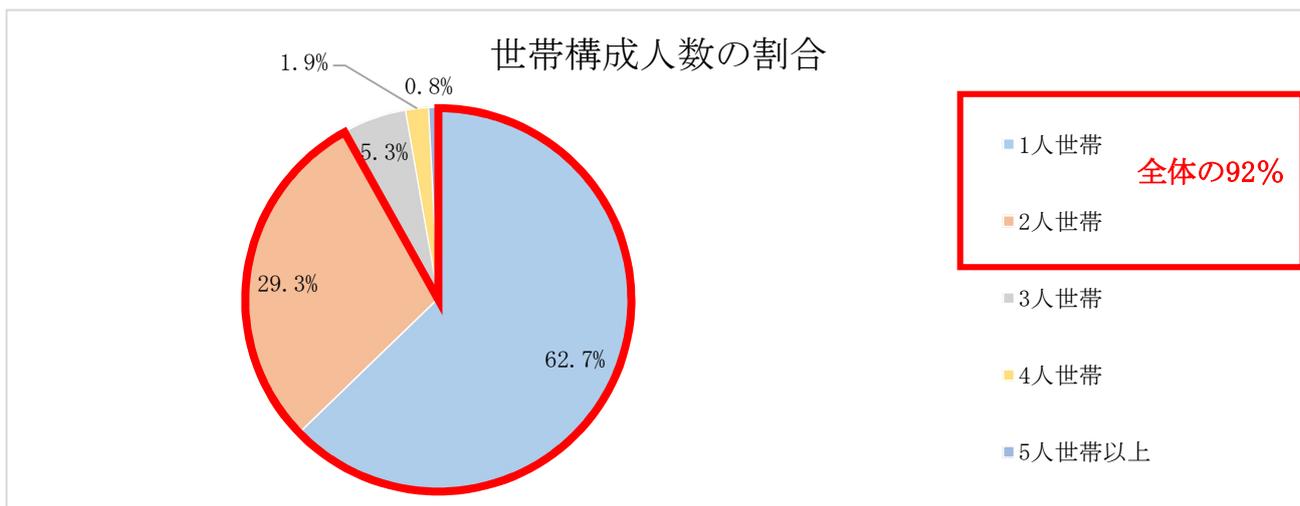
被保険者数は、年々減少を続けており、令和5年度では令和元年度の8,880人と比較し、1,134人減の7,746人となっています。

また、前期高齢者数も減少していますが、被保険者数全体のうち、50%以上を占めており、被保険者の高齢化が進んでいます。

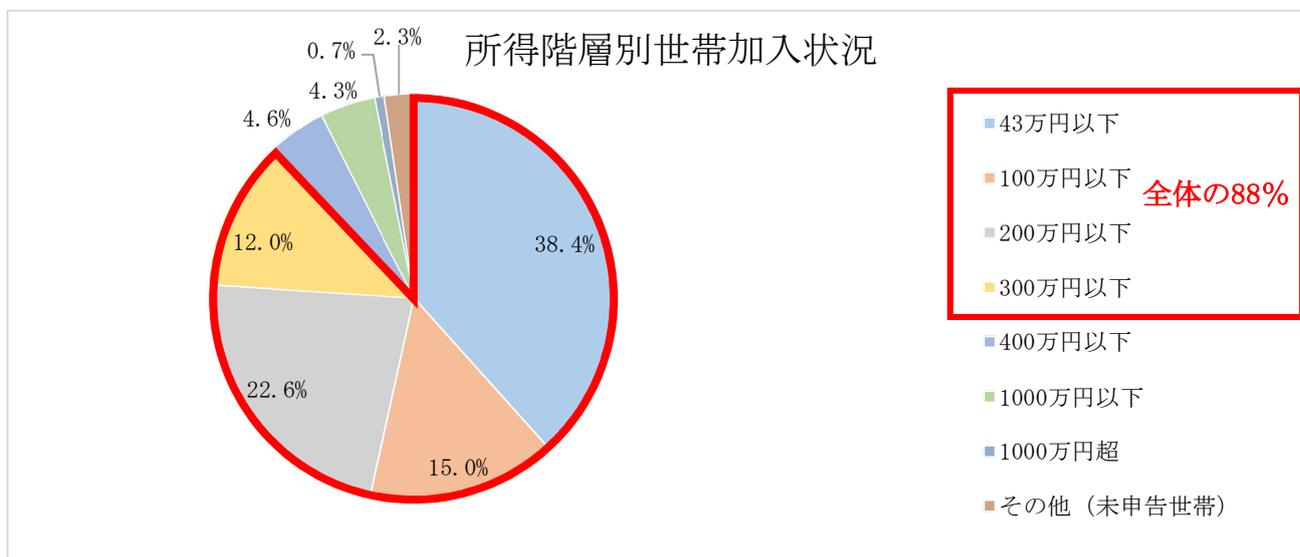
※R1～R5は年度末時点

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (R7年1月末時点)
世帯数(世帯)	5,733	5,719	5,587	5,401	5,212	5,152
被保険者数①(人)	8,880	8,770	8,500	8,119	7,746	7,551
対前年度比	—	▲1.24%	▲3.08%	▲4.48%	▲4.59%	▲2.52%
前期高齢者数②(人)	4,580	4,641	4,578	4,300	4,015	3,891
対前年度比	—	1.33%	▲1.36%	▲6.07%	▲6.63%	▲3.09%
前期高齢者割合(②/①)	51.58%	52.92%	53.86%	52.96%	51.83%	51.53%

全世帯数のうちの世帯構成割合は、1人世帯が62.7%、2人世帯が29.3%を占めている状況で合わせて9割超となっています。



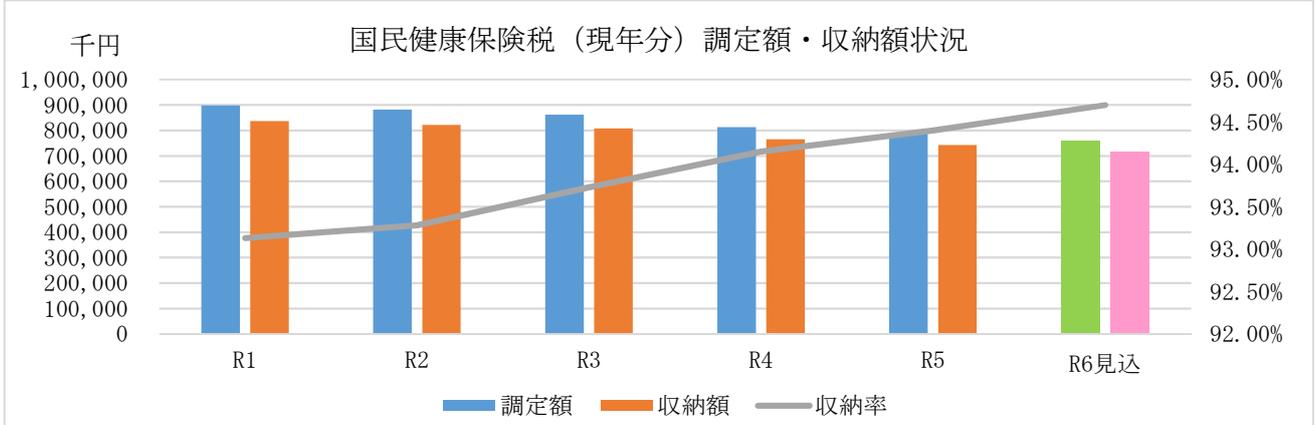
所得階層別で世帯をみると、所得43万円以下の世帯が38.4%、所得300万円以下の世帯数が約88%を占める状況です。



(3) 国民健康保険税（現年分） 調定額・収納額状況

現年分の保険税調定額は、令和4年度までは8億円を上回っていましたが、令和5年度に8億円を下回り、今後も減少していく見込となっています。

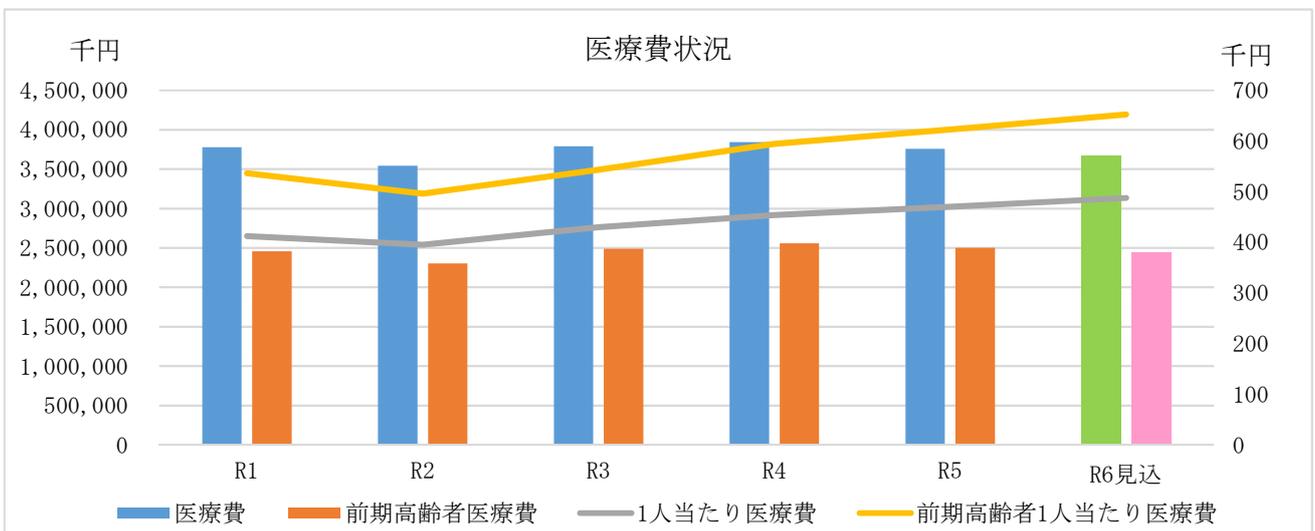
調定額の減少に伴い、収納額も減少していますが、収納率は令和元年度の税率改正以降上昇しており、令和5年度の収納率は94.40%となっています。



(4) 医療費状況

医療費の推移は、令和2年度にコロナ禍の影響により一度は減少しましたが、経年ではおおむね増加傾向にあります。また、被保険者一人当たりの医療費についても、令和2年度にコロナ禍の影響により一度は減少したものの、令和3年度以降は上昇し、令和5年度で470,425円/人となっています。

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6 見込
医療費 A (円)	3,777,212,819	3,540,479,962	3,786,162,969	3,841,612,757	3,755,775,053	3,671,855,322
対前年度比	—	▲6.27%	6.94%	1.46%	▲2.23%	▲2.23%
1人当たり医療費 (円)	412,181	395,118	429,553	454,036	470,425	487,407
対前年度比	—	▲4.14%	8.72%	5.70%	3.61%	3.61%
前期高齢者医療費 B (円)	2,455,451,678	2,302,677,708	2,486,113,766	2,554,792,819	2,499,497,310	2,445,508,168
対前年度比	—	▲6.22%	7.97%	2.76%	▲2.16%	▲2.16%
前期高齢者1人当たり医療費 (円)	536,124	496,159	543,056	594,137	622,539	652,296
対前年度比	—	▲7.45%	9.45%	9.41%	4.78%	4.78%
前期高齢者割合 B/A	65.01%	65.04%	65.66%	66.50%	66.55%	66.60%

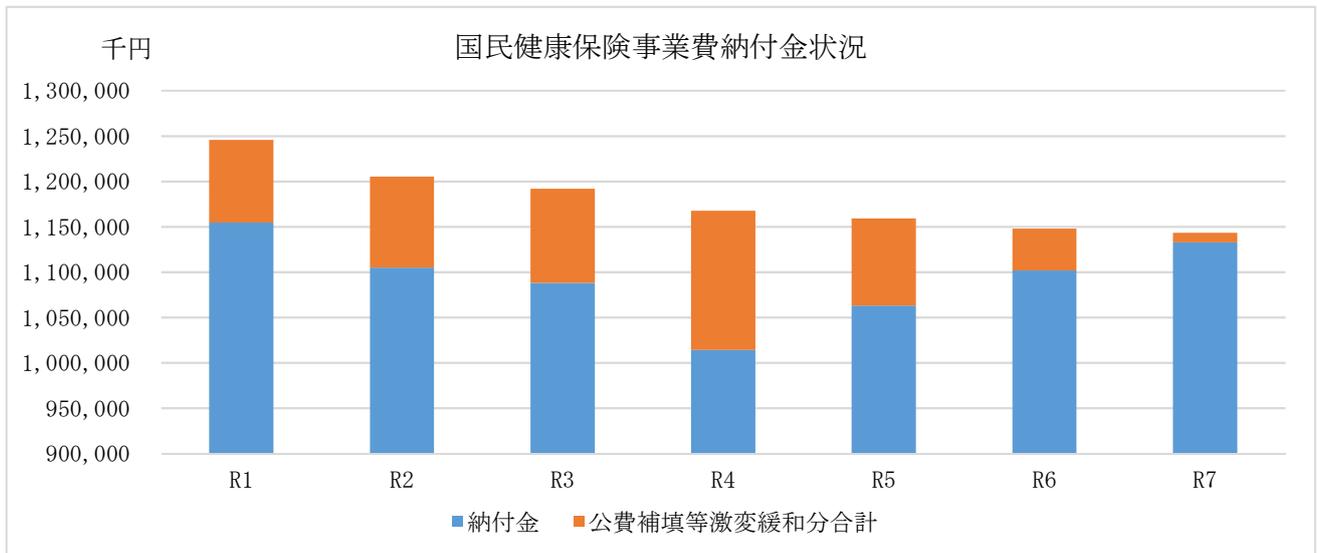


(5) 国民健康保険事業費納付金状況

令和元年度から令和5年度までは、制度改正を原因とした負担増に対する国、県による補てん（※激変緩和措置）により、毎年度約1億円程度交付されていました。そのため、令和6年度以降は、激変緩和措置が終了したことに伴い、納付金が増加しています。

(円)

年度	前年度納付金額	納付金額						
		補てん前	激変緩和	財政安定化基金		公費補填等 激変緩和分 合計③+④+⑤	前年度 納付金 追加加算分	激変緩和後 ②-⑥+⑦
			公費補填 (国・県)	激変緩和分	決算余剰金 財政調整機能分等			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
R1	1,135,985,115	1,245,740,595	91,048,890	0	0	91,048,890	0	1,154,691,705
R2	1,154,691,705	1,205,192,460	100,357,782	0	0	100,357,782	0	1,104,834,678
R3	1,104,834,678	1,191,763,182	86,554,905	0	17,023,000	103,577,905	0	1,088,185,277
R4	1,088,185,277	1,167,598,378	68,376,516	18,178,000	66,849,000	153,403,516	105,473	1,014,300,335
R5	1,014,300,335	1,159,029,459	69,374,525	19,922,819	6,529,465	95,826,809	0	1,063,202,650
R6	1,063,202,650	1,147,765,682	0	0	46,004,248	46,004,248	0	1,101,761,434
R7	1,101,761,434	1,143,188,533	0	0	10,320,519	10,320,519	0	1,132,868,014



(6) 決算補填等目的の法定外一般会計繰入について

保険者努力支援制度（取組評価分）及び保険者取組支援制度（県指標評価分）の評価指標にある決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行うと、保険者努力支援制度で30点（約90万円）、保険者取組支援制度で8点（約24万円）分が加点されず、交付金が減少することになります。